

野田 九条通信

2009年1月号

No.38

「野田・九条の会」事務局

TEL 7122-0502

野田九条の会ホームページ

<http://www17.ocn.ne.jp/~art.9/>

憲法を日々の

暮らしに活かしましょう



絵と文

野田九条の会呼びかけ人

関綾子

あけましておめでとうございます。とりあえずこう申し上げたものの前途には明るさが期待できない年頭です。後ろから追いかけて来る霞は鉛色、どこから消していったらいいのか。派遣という昔聞いた言葉が今街中に溢れている。かつて日本が中国や南方へ派遣軍として戦場に送られそのまま帰って来なかつた多くの若者。

やがて戦いに敗れ、やつと目覚めた日本は新憲法をつくり、再び戦いはすまじと誓って九条を書き加えたが、形を変えて今国の中で戦いが起こりつつあるような社会現象が続いている。企業家は会社を赤字にしては大変と従業員を放り出している。これが資本主義というのか。形を変えた九条破りではないのか。戦いに敗れた日本はアメリカに降伏したが、戦後アメリカに追随し派手に車社会を作り上げてきた。それが今音をたてて崩れてゆく。ちょうど全面降伏したあの日のように。

派遣社員は企業にとつて便利なものだ。忙しい時はおだて追いまくつて働かせ、不景気になると放り出す。正社員はああ派遣でなくてよかつたと胸をなでおろすだけでいいのか。まるで人種差別を見る様な現象に心が痛む。

さて私の家は東西をつらぬく道路に面している。朝も夕べも秀麗な富士山が見える。「九条が窮状に陥らぬよう助けて下さい」と祈るが、「九条はお前さんたちが作ったのだから。確りしろ」とお山は言っているかの様だ。

定例会 1月10日(土) 午後2時~5時

中央公民館講座室

今年の活動計画を話し合います。ふるってご参加ください。

新成人にアピール

1月12日(月・休日) 9時半~

野田市総合体育館前

新成人の皆さんに憲法の大切さをアピールするチラシを配布します。

今日の予定



眼の九条

『日本国憲法』

第九条とは

（一九四七年文部省発行の
中学一年用教科書『新しい
憲法のはなし』より）

みなさんの中には、こんどの戦争におとうさんやにさんを送り出された人も多いでしょう。ごぶじにおかえりになったでしょうか。それともとうとうおかえりにならなかつたでしょうか。またくうしゅうで、家やうちの人を、なくされた人も多いでしょう。今やつと戦争はおわりました。二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないとおもいませんか。こんな戦争をして、日本の国はどんな利益があつたでしょうか。何もありません。ただ、おそろしい、

かなしいことが、たくさんおこつただけではありませんか。戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこわすことです。だから、こんどの戦争をしかけた国には、大きな責任があるといわなければなりません。このまへの世界戦争のあとでも、もう戦争は二度とやらないと、多くの国々ではいろいろ考えましたが、またこんな大戦争をおこしてしまつたのは、



まことに残念なことではありませんか。

そこでこんどの憲法では、日本の国が、けつして二度と戦争をしないように、ふたつのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、陸軍も海軍も空軍もないのです。これを戦力の放棄といえます。「放棄」

とは「捨ててしまう」ということです。しかしみなさんは、けつして心ほそくおもうことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行つたのです。世の中に、正しいことぐらい強いものはありません。もう一つは、よその国と争いごとがおこつたとき、けつして戦争によつて、あいてをまかして、じぶんのいいぶんをおそろしめないというのをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようということです。なぜならば、いくさをしかけることは、けつきよく、じぶんの国をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかずとも、国の力で、相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。そうしてよその国と仲良くして、世界中の国が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の国は、さかえてゆけるのです。

みなさん、あのおそろしい戦争が、二度とおこらないように、また戦争を二度とおこさないようにいたしましょう。

けやき9条の会学習会報告（11月30日）

憲法9条と戦後の出来事

日本国憲法が施行（1947年5月3日）されてから60年目に当たる2007年1月9日に防衛省が発足しました。けやき9条の会では、これを機会に憲法9条と戦後に起きた出来事がどんな関わりがあつたのかを勉強しようと考えました。どなたか講師の先生はいないかと思いましたが、時間的な制約もあつてみつかりません。そこで、自分たちの手で調べて勉強することにしました。

「戦争放棄に関する本案の規定は、直接には自衛権を否定しておりませんが、第9条第2項に於いて一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権としての戦争も、又交戦権も放棄したのであります。従来近年の戦争は多く自衛権の名に於いて戦われたのであります。…」

1946年憲法制定時の衆議院本会議で、当時の吉田茂首相の発言です。

このように憲法制定時には、政府も憲法は直接自衛権を否定していないが、9条2項で一切の戦力と交戦権を認めていない以上事実上自衛権も放棄していると解釈していたことがわかりました。

毎月1回勉強会を開催していきます。次回は「1952年対日講和条約から1960年日米新安保条約まで」を取り上げます。戦後の出来事をたどりながら、憲法9条について、みんなで自由に意見交換をしてみませんか。（藤村知樹）

日時	1月18日（日）9時30分～12時
場所	樺のホール4階研修室
参加費	資料代100円
連絡先	7122-0502（田中）